○一部事務組合下田メディカルセンターの休日を定める条例

平成９年４月 25 日
共立湊病院組合条例第 11 号

改正　平成 24 年２月 27 日共立湊病院組合条例第２号

（組合の休日）

第１条　次の各号に掲げる日は、一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

（１）　日曜日及び土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（３）　12 月 29 日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

２　前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第２条　組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日にあたるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

附　則（平成 24 年２月 27 日共立湊病院組合条例第２号）

この条例は、平成 24 年５月１日から施行する。